

ふじやま国際学院

学生寮則

第 1 章 総則

（目的）第 1 条

この規則は、本学が管理する学生寮に入寮する者が規律ある共同生活を送り、豊かな人間性を養い、よりよい日本での生活を送ることを目的とする。

（名称）第 2 条

本規則は、ふじやま国際学院 学生寮則という。

第 2 章 入寮

（入寮資格）第 3 条

学生寮に入寮できる者は、原則として本学に在籍する学生である。但し、校長が許可した場合にはその限りでない。

2 本学に入学するビザ「留学」を所持する学生は、入学後 6 ヶ月間は学生寮に入寮する。

但し、在日親族または在日経費支弁者が同居する場合、または保証人となる場合はこの限りでない。

（在寮期間）第 4 条

期間は 6 ヶ月ごとの更新とする。

2 退寮は 9 月末、3 月末とする。なお、自己都合による退寮に関しては第 8 条を参照すること。

3 期日前に退寮願いが提出されない場合は自動更新とする。

（入寮開始日）第 5 条

入寮基準日は、4 月生は 4 月 1 日、10 月生は 10 月 1 日とする。

2 入寮が遅れても寮費は返金しない。

- 3 基準日より前の入寮は別途費用を徴収する。（一日 2,500 円）

（部屋）第 6 条

寮生の部屋は事務局が指定する。

- 2 無断で変更してはならない。変更を希望する場合は、申し出ること。
- 3 当該寮生以外の者の無断入室・宿泊を禁止する。

（カギ管理）第 7 条

カギは貸与品とし、退寮時に返却すること。

- 2 紛失時は報告し、再発行費を支払うこと。（2,000 円）
- 3 学生による合鍵作成は禁止する。合鍵を作製した場合はそのカギを没収し、別に処分を行う。

第 3 章 退寮

（自己都合による退寮）第 8 条

退寮は 1 ヶ月前までに「退寮願い」により申請すること。

退寮願いを期日までに提出せず、自己都合により退寮を希望する者は、1 か月分の寮費を支払うこと

- 2 転居先情報を提出すること。

（退寮処分）第 9 条

重大な違反、寮生または近隣住民への迷惑行為、長期間の寮費の支払い遅れがあった場合は退寮処分とする。退寮処分を受けた者は処分通知後 10 日以内に退寮をしなければならない。

- 2 寮費は返還しない。

（退寮日）第 10 条

卒業や引っ越しによる退寮の際、退寮日は学校と相談の上決定する。

（退寮時の清掃）第 11 条

原状回復を行うこと。

- 2 不履行の場合は清掃代、処分代、手数料などの費用を請求する。

（退寮検査）第 12 条

職員が清掃後の原状復帰を検査する。検査時には本人が必ず立ち会わなければならない。

- 2 清掃不十分の場合は再清掃とする。

第 4 章 寮費

（入寮費・寮費）第 13 条

入学時は 6 ヶ月分の寮費と入寮費を前納とする。

- 2 7 ヶ月目以降は毎月支払いとし、前月 15 日までに納入する。
- 3 入寮費は返還しない。

（水道光熱費）第 14 条

基本料金(3,000 円)を寮費と共に徴収し、超過分は実費とする。

第 5 章 共同生活・規律

（清掃義務）第 15 条

- 1 自室および共有スペースを常に清潔に保つものとする。
- 2 キッチン、トイレ、浴室、廊下等の共有スペースは、使用後に清掃し、原状回復すること。
- 3 ゴミの放置や不衛生な状態を継続した場合、指導の対象とする。
- 4 学校または管理者が定める清掃当番がある場合は、これに従うこと。正当な理由なく当番を履行しない場合は指導または第 20 条にある懲戒処分の対象とする。

（ゴミ出し）第 16 条

- 1 分別し指定時間（午前 6 時～午前 8 時 30 分）に、指定場所に、指定の袋に入れて出すこと。

- 2 部屋前、廊下、ベランダ等への放置を禁止する。
- 3 粗大ゴミ・大型家電の処分費用は所有者負担とする。
処分方法が不明な場合は、学校に相談すること
- 4 不明物は当該居住者で負担する場合がある。

（共有スペース）第 17 条

- 1 共有スペースは全寮生の共同利用とする。
- 2 私物を長時間放置し、占有してはならない。（どんなに長くとも夜を越さないこと）
- 3 使用後は速やかに片付けること。
- 4 放置物は管理者が移動・撤去する場合がある。

（共用設備）第 18 条

- 1 炊飯器、電子レンジ、洗濯機等の共用設備は譲り合って使用すること。
- 2 長時間の占有（使用後の放置を含む）を禁止する。
- 3 炊飯器、電子レンジ、洗濯機等の使用後は速やかに取り出し、汚れがある場合は取り除くこと。
- 4 専有的利用や私物化を禁止する。
- 5 火災報知器や防犯カメラを覆う、取り外す、電池や電源を抜く等の行為を禁止する。

（空調設備）

第 18 条の 2

- 1 共有スペースのエアコンその他空調設備は共同利用とする。
- 2 温度設定については寮生同士で協議するものとする。
- 3 協議によって解決しない場合は管理者が温度を指定する。

- 4 他の寮生の利用を妨げる目的で電源を切る、極端な温度設定を行う等の行為を禁止する。

(騒音防止) 第 19 条

- 1 午後 9 時から午前 7 時までは静穏時間とする。

静穏時間は窓を開けての通話や動画視聴、外でのこれらの行為を禁止する。

- 2 静穏時間中に帰宅する場合は、玄関、廊下、階段、共用部分において会話や物音を最小限にすること。
- 3 静穏時間以外でも音楽、通話、動画視聴等は周囲に配慮した音量で行うこと。
- 4 大声、歌唱、騒音行為は禁止する。
- 5 違反した場合は指導または懲戒対象とする。

(その他 迷惑行為の禁止) 第 20 条

以下の迷惑行為を行うことを禁止する。迷惑行為を行う学生を、本学職員が発見した場合、あるいは近隣住民等より通報を受け、明らかになった場合には、第 28 条にある懲戒処分を行うものとする。

1. 他人の所有物を無断で使用、持ち出し、処分、または占有する行為
2. 学校（寮）の所有物を持ち出し、処分、または占有する行為
3. 他人の食品、飲料、日用品その他の私物を本人の許可なく使用する行為
4. 窓やベランダから近隣住民をのぞいたり、写真や動画を撮る行為
5. 寮生、職員の個人情報や写真、動画等を本人の同意なく SNS その他の媒体へ投稿する行為。
5. 唾やガムを吐き捨てたり、空き缶やゴミを投げ捨てる行為
6. 騒音や深夜の照明の使用で他の寮生や近隣住民の安眠を妨げる行為
7. その他、寮の秩序を乱し、または他人に不快感・不利益を与える行為

第 6 章 生活・規律

（生活総則）第 21 条

- 1 規則正しい生活習慣を身につけること。学業に専念することが第一であり、授業の欠席や遅刻をしないこと。
- 2 生活指導などの理由から、本学職員は、必要がある場合には、寮生の許可を取らず、立ち会いなしで入室することができる。

（室内衛生）第 22 条

- 1 寮の室内は整理整頓を心がけ、土足は厳禁とする。
共同使用部分（キッチン、リビング、浴室など）も自室内と同じように清潔にすること。
- 2 トイレにはトイレットペーパー以外のものを流してはならない。
- 3 故意または過失により排水設備を詰まらせた場合、その修理費用を負担させることがある。
- 4 強い臭気を発生させる食品の放置その他共同生活に著しい支障を与える行為を禁止する。

（備品管理）第 23 条

- 1 本学の共用部分の冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等およびその付属品、居室のベッドは本学の備品で、寮生が共有で利用するための設備です。大切に扱うこと。
- 2 備品類の移動は原則として禁止する。ただし、生活上の不都合などで移動させたい場合には必ず事務局に報告をして、許可された後に移動させること。
- 3 本学の寮設備及び備品等を破損・紛失した場合は、実費弁償となる。当事者不明の場合は、入寮者全員で弁償となる。

（個人備品）第 24 条

個人用の大型生活用品（暖房器具、家具等）は特に必要と認められる場合を除き、部屋に持ち込むことはできない。なお、灯油やガスを利用する器具、火災リスクがある暖房器具の使用を禁止する。

2 大型生活用品の持ち込みの希望者は、事前に事務局に届け出て、許可を得た場合に限り持ち込みができる。

3 個人所有の電化製品などの管理はすべて各個人が行い、盗難等の一切の責任を本学は負わない。

4 貴重品は各自責任をもって管理すること。万が一、紛失した場合でも当院は一切責任を取らない。

（喫煙・飲酒）第 25 条

1 喫煙・飲酒は日本の法令を遵守すること。

2 火災の危険性および健康被害防止のため、寮内でのタバコ類（紙巻きタバコ、加熱式タバコ、電子タバコ）および水タバコ（シーシャ）の持ち込み・使用を禁止する。規則に違反した場合は、該当物品を没収し、懲戒処分とする。

（自転車）第 26 条

1 寮では指定された場所以外に自転車を駐輪しないこと。放置されている、または許可を得ていない自転車等は処分し、処分料を請求する。

2 寮周辺においてある、他人の自転車や放置されている自転車は使わないこと。

3 日本国内で許可される運転免許証を取得した場合は事務局に連絡すること。

4 自動車/オートバイを利用する者は必ず任意保険に加入し、その旨を学校に連絡すること。

5 自動車/オートバイでの通学は許可しない。（送迎を除く）

6 自動車/オートバイでの事故処理は個人の責任において行うこと。本校は通訳や保険手続きのサポートは行わない。

（寮室検査）第 27 条

寮室内は職員が定期的に検査する。本学職員は、必要がある場合には、立ち会いなしで入室することができる。

2 備品は寮検査の都度検査し、許可のない個人が持ち込んだ大型の生活用品や電化製品があった場合には、所有者を確認したうえで、廃棄させる等の処分をさせることがある。

第 7 章 懲戒・雑則

（懲戒処分）第 28 条

この寮規則に違反した者には、以下の処分を科す。

処分後は、仲介業者や経費支弁者、家族に処分を実施したことを通達する。違反行為を繰り返した場合は、より重い処分を科すことがある。

1. 注意・指導
2. 社会・学内・寮内の奉仕活動（1 週間～3 週間）
3. 利用制限 （洗濯機、炊飯器使用禁止 等）
4. 退寮処分

（雑則）第 29 条

このふじやま JLS 学生寮則で定められていない学生寮に関する事は事務局の指示に従うこと。

2 本規則を改定した場合は、速やかに寮生へ周知する。

（附則）

- 1 本規則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規則の施行に伴い、従前の学生寮則は廃止する。
- 3 本規則の施行に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

ふじやま国際学院

Fujiyama Japanese Language School

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1791-5

TEL : 0555-83-5234

fujiyamajls@gmail.com

<https://fujiyamajls.com/>